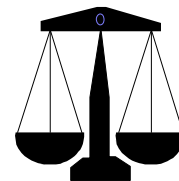




## 山田義仁税理士事務所通信 2007年2月号



事務所通信の目的  
経営者にプラス思考を！  
経営者に得意先分析力を！  
経営者に正しい納税を！

個人の所得税・贈与税・住民税の申告が始まります。

(提出期限 3月15日)

### 所得税の確定申告について

所得税では、10種類(利子・配当・不動産・事業・山林・給与・退職・譲渡・一時・雑)の所得に分かれます。

- ・生命保険の満期金・損害保険の満期返戻金等のように、お金を受け取るもの、
- ・例えば、近所の人と土地を等価で交換した場合などのように、お金の受け渡しが無いものというように、お金の動きに関わらず、申告が必要なものもありますので、確定申告が必要なのか迷うものがありましたら、当事務所にご質問ください。

### 贈与税の確定申告について

平成18年中に、個人から現金・不動産等の財産を、

無償でもらった場合

又は、

著しく低額で譲り受けた場合

に贈与税がかかります。

基礎控除が、年間110万円ですが、配偶者・子供・孫への贈与の場合、いろいろな特例もごございますので、贈与をしたいときは、お気軽に当事務所にご相談ください。

### 住民税・事業税の確定申告について

所得税の確定申告をしている場合は、住民税・事業税の申告書を提出する必要はありません。

しかし、年末調整のみで確定申告をしていない人の場合で、給与支払時に、住民税について特別徴収をしていない場合は、住民税の確定申告が必要となりますので、気をつけて下さい。

申告書が届いていない場合には、市区町村の役所で取り寄せてください。

不明点がありましたら、お手伝いしますので、申告書と源泉徴収票をご準備ください。

## 平成 18 年分からの確定申告の主な改正点

年末の事務所通信では、平成 19 年以降の改正点を中心にご紹介しましたが、今回の事務所通信では、平成 18 年分の確定申告で、2 月 16 日から 3 月 15 日までに提出する時に、気をつけなければならない改正点について、ご紹介したいと思います。

### 1. 定率減税額の引き下げ

定率減税の額が、下記のように引き下げられました。

改正前	改正後
所得税額の 20%相当額 (20%相当額が 25 万円を超える 場合には 25 万円)	所得税額の 10%相当額 (10%相当額が 12 万 5 千円を超え る場合には 12 万 5 千円)

### 2. 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除制度の創設

平成 18 年 4 月 1 日以降、一定の地域において、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建てられたマイホームの耐震改修をした場合には、一定の要件を満たした場合には、その年の所得税額から、住宅耐震改修費用の 10%相当額(最高 20 万円)を控除できます。

### 3. 寄付金控除の下限額の改正

寄付金控除について、適用下限額が 1 万円から 5 千円に引き下げられました。

### 4. 勤労学生控除の対象となる専修学校等の範囲の拡大

勤労控除の対象となる専修学校等に、一定の基準を満たす専修学校が追加になりました。

### 5. 一部の税務署では、2 / 18 と 25 の日曜日に、確定申告の相談と申告をすることができます。詳しくは、<http://www.nta.go.jp/category/shinkoku/heichoubi.htm>

詳しくは、山田事務所にご確認下さい。

国税庁 HP 参照 <http://www.nta.go.jp/category/pamph/syotoku/pdf/h18kaisei.pdf>

### 今月のポイント

源泉徴収税額表は、平成 19 年 1 月以降より新しくなっています。

給与計算の時は、古いものを使わないように気を付けて下さい。

### 2月の税務

- ・ 固定資産税第 4 期分の納付
- ・ 1 2 月決算法人の確定申告
- ・ 6 月決算法人の中間申告( 半期分・第二四半期分 )
- ・ 3 月 9 月決算法人の消費税中間申告

### 3月の税務

- ・ 18 年分の所得税確定申告・消費税申告
- ・ 17 年分の所得税更正の請求
- ・ 贈与税の申告・住民税の申告
- ・ 1 月決算法人の確定申告
- ・ 7 月決算法人の中間申告( 半期分・第二四半期分 )
- ・ 4 月 10 月決算法人の消費税中間申告

税務調査があった場合は、すぐに山田まで連絡ください ( 03-3823-5539 )

